

# 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う三島市個人情報保護 条例等の改正等についてパブリック・コメントを募集します。

パブリック・コメントとは、市が政策等を策定する場合、その案を事前に公表することにより市民から意見の提出を受け、最終的な案を決定しようとするものです。

今回、次の条例の整備にあたり、市民の皆様の意見を広く募集します。

## 1 案件名

三島市個人情報保護条例等の改正等

## 2 趣旨

地方公共団体の取扱いに係る個人情報の保護の制度については、これまで各地方公共団体がそれぞれの条例に基づき個別に運用してきましたが、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、全ての地方公共団体に共通するルールが定められて、令和5年4月1日から適用されることになりました。

これにより、地方公共団体の個人情報保護制度に関する条例の規定は、その大部分が役割を終えることとなる一方、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」といいます。）により、同法の施行に関して条例で定めることとされている事項や条例で定めることが許容されている事項で必要なものについては、今後も条例で規定しておく必要があります。

そこで、本市では、「三島市個人情報保護条例」を廃止するとともに、以下の方針や内容により新たに「（仮称）三島市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「（仮称）三島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例」を制定するほか「三島市情報公開条例」について所要の改正を行うといった、関係条例の整備を行います。

## 3 概要

### (1) 三島市独自の要配慮個人情報の要否について

改正個人情報保護法では、地方公共団体は、同法で定められている要配慮個人情報<sup>\*</sup>以外にも、地域の特性その他の事情に応じて、その取扱いに特に配慮を要する個人情報を、さらに条例で定めることができることとされています。ただし、要配慮個人情報の内容は、これまで三島市個人情報保護条例のもとで同様の趣旨により慎重に取り扱ってきた個人情報の内容と同等のものであることから、あらためて本市独自の要配慮個人情報は定めないこととします。

※ 要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要することとされる個人情報であり、具体的に、①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪の経歴 ⑥犯罪被害の事実 ⑦障がいがあること ⑧健康診断等の結果 ⑨医師等による指導又は診療等が行われたこと ⑩被疑者又は被告人として逮捕、捜索、公訴の提起等の刑事事件に関する手続が行われたこと ⑪罪を犯した少年等又はその疑いのある者として調査、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと が定められています。

## (2) 「個人情報取扱事務開始届出簿」から「個人情報ファイル簿」への移行について

三島市個人情報保護条例においては、市が執り行う事務ごとに、そこで取り扱う個人情報の記録項目や収集目的、記録される個人の範囲などを明記した「個人情報取扱事務開始届出簿」を作成し、これらを一般の閲覧に供することにより公表してきました。

一方、改正個人情報保護法では、国における取扱いと同様に、事務単位ではなくデータベースや紙の台帳をはじめとした情報の集合体ごとに、その個人の数が 1,000 件以上の場合に、そこで取り扱う個人情報の記録項目や収集目的、記録される個人の範囲などを明記した「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することが義務付けられることとなり、これまでの個人情報取扱事務開始届出簿などの作成・公表は地方公共団体の任意とされました。ただし、両者の記載内容はそのほとんどが重複するものとなっていることから、本市では、個人情報取扱事務開始届出簿に替えて個人情報ファイル簿に一本化することとします。

## (3) 自己の個人情報の開示請求に係る手数料について

改正個人情報保護法では、自己の個人情報の開示請求に係る手数料について条例で定めることとされています。国の行政機関においては、「1 件につき 300 円」などの手数料が設定されていますが、本市ではこれまで当該手数料は無料とし、交付する開示文書のコピー代などの実費を負担していただくこととしてきたことから、これまで通りの取扱いとなるよう定めることとします。

## (4) 自己の個人情報の開示決定等の期限について

改正個人情報保護法は、自己の個人情報の開示請求に係る開示決定等は開示請求があった日から 30 日以内にしなければならないとしつつも、地方公共団体が条例でそれよりも短い期限を定めることを許容しています。本市では、これまで開示請求があった日から 15 日以内に開示決定等を行ってきたことから、住民サービスの観点により、これまでと同様の 15 日以内という期限を定めることとします。

## (5) 個人情報保護審議会の廃止について

改正個人情報保護法により、国・地方公共団体の行政機関、民間企業等の個人情報の取扱いの監視監督や法解釈は、国の「個人情報保護委員会」が一元的に担う仕組みとなり、地方公共団体は個人情報の目的外利用や外部提供などの適否の判断に際し、各地方公共団体においてその役割を担ってきた個人情報保護審議会といった諮問機関に対し、これまでのように意見を聴くことができなくなります。

このことから、本市の「三島市個人情報保護審議会」は廃止することとしますが、今後、個人情報の目的外利用や外部提供などを行おうとする場合には、法令や国のガイドラインなどに従うとともに、必要に応じて専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めつつ、慎重に判断していきます。

## (6) 三島市情報公開・個人情報保護審査会の設置について

本市では、自己の個人情報の開示決定等について不服がある方からの審査請求を専門

に調査審議するための機関として「三島市個人情報保護審査会」を設置しています。改正個人情報保護法のもとでも、当該審査請求について専門に調査審議する機関を存続させますが、個人情報保護制度と密接な関係にある情報公開制度においても、同様の機関として、公文書開示請求に係る審査請求について調査審議する「三島市情報公開審査会」を設置しており、これを機に、各々のノウハウを相互に活かしつつ合理化を図るため両者を一元化し、新たに「三島市情報公開・個人情報保護審査会」として設置し直すこととします。

#### (7) 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入の要否について

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した「行政機関等匿名加工情報」は、これを民間事業者に提供することにより、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するとされています。

改正個人情報保護法に基づき、都道府県及び政令指定都市においては行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入が義務付けられますが、その他の市町村については、当分の間、任意とされており、本市では検討に時間を要するため、今回の関係条例の整備に合わせた導入は見送ることとします。

#### (8) 施行日

令和5年4月1日

#### 4 募集期間

令和4年10月11日（火）から令和4年11月9日（水）まで

#### 5 提出方法

パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名及び連絡先を明記して、募集期間内に直接、郵送、FAX、Eメール又は電子申請で提出してください。

#### 6 提出先

〒411-8666 三島市北田町4番47号 三島市 企画戦略部 広聴文書課 文書法規係

FAX番号 055-973-5722

Eメールアドレス koutyou@city.mishima.shizuoka.jp

電子申請 <https://logoform.jp/form/pqff/157980>



#### 7 意見の取扱

提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、広聴文書課及び情報公開コーナーで閲覧又は資料配布の方法により公表します。

なお、提出された意見への個別回答はいたしません。

#### 8 問合せ

企画戦略部 広聴文書課 文書法規係 電話番号055-983-2618